

有料職業紹介事業変更等申請・届出一覧

※ 申請書様式は、正本1部(厚生労働省提出用)・写し2部(労働局提出用、事業所控)を、添付書類は、正本1部(厚生労働省提出用)・写し1部(労働局提出用)をお持ちください。

事項及び書類様式	添 付 書 類	
変更届出(様式第6号)	①事業者の氏名又は名称の変更 事業者の住所の変更	【法人の場合】 <input type="checkbox"/> 定款又は寄付行為 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書【履歴事項全部証明書】 【個人の場合】 <input type="checkbox"/> 住民票の写し
	②法人の代表者の氏名の変更	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書【履歴事項全部証明書】 <input type="checkbox"/> 住民票の写し
	③法人の役員の氏名の変更	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書【履歴事項全部証明書】 <input type="checkbox"/> 住民票の写し
	④代表者・役員の変更	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書【履歴事項全部証明書】 <input type="checkbox"/> 住民票の写し <input type="checkbox"/> 履歴書(履歴書には、氏名、生年月日、現住所、最終学歴、職歴、役職への就任退任の状況、履歴に空白期間がある場合はその状況。また、賞罰については必ず記載してください。)
	⑤事業所の名称の変更	(添付書類不要、ただし、法人名称が変更されている場合は上記①を参照)
	⑥事業所の所在地の変更	<input type="checkbox"/> 事業所施設に関する書類 使用权を証明する書類 ・賃貸借の場合、賃貸借契約書の写し ・転貸借の場合、原契約書・転貸借契約書・所有者の承諾書 ・自己所有の場合、不動産の登記事項証明書(建物分) <input type="checkbox"/> 事務所のレイアウト図、写真 【建物外観(看板等)、事務所内、個人情報保管場所(施錠できる場所)、面談場所等】
	⑦職業紹介責任者の変更	<input type="checkbox"/> 住民票の写し <input type="checkbox"/> 履歴書(上記④参照、および成年に達した後3年以上の職業経験を有すること) <input type="checkbox"/> 職業紹介責任者講習受講証明書の写し
	⑧職業紹介責任者の氏名又は住所の変更	<input type="checkbox"/> 住民票の写し
	⑨事業所(支店)の新設	※ 事前に窓口へ直接お問い合わせください。(三重労働局需給調整事業室 TEL059-226-2165) (初期申請時の資産要件等により必要書類が変わります。)
	⑩事業所(支店)の廃止	<input type="checkbox"/> 廃止する事業所の許可証
	⑪取扱職種変更	<input type="checkbox"/> 業務の運営に関する規程
	⑫取次機関の変更 (国外にわたる職業紹介を行う場合)	<input type="checkbox"/> 取次機関に関する申告書(通達様式第10号) <input type="checkbox"/> 取次機関及び事業者の業務分担について記載した契約書及び外国語で記載されている場合の日本語訳 <input type="checkbox"/> 相手先国の関係法令及びその日本語訳 <input type="checkbox"/> 相手先国において、取次機関の活動が認められることを証明する書類及び外国語で記載されている場合の日本語訳
⑬事業廃止届(様式第7号)	<input type="checkbox"/> 全ての事業所に係る許可証及び許可条件通知書 <input type="checkbox"/> 事業報告書(廃止日までの分)	
⑭届出制手数料届出書(様式第3号)	<input type="checkbox"/> 手数料表	
⑮事業報告書(様式第8号)	※ 4月1日から4月30日までに提出 (報告対象期間:前年4月～当年3月)	

※ 労働者派遣事業と同時申請届出の場合は、定款、登記事項証明書、役員の住民票、役員の履歴書が省略できる場合があります。
又、労働者派遣の許可更新や新設と同じタイミングで申請する場合は、資産要件の確認書類が省略できる場合があります。
※ 住民票は、**個人番号の記載のないものであり、本籍地の記載があるもの**を提出ください。